

# 福岡県公報

平成20年7月14日  
第2848号

## 目次

告示(第1167号 - 第1173号)	
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) .....	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) .....	1
土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) .....	2
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) .....	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) .....	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) .....	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課) .....	5
公告	
平成19年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) .....	5
平成19年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) .....	14
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	22
公安委員会	
警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) .....	24
内水面漁場管理委員会	
平成20年度魚種別増殖目標数量 (水産振興課) .....	26

## 告示

福岡県告示第1167号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 北九州市八幡西区折尾1丁目13番6号 株式会社福岡銀行折尾支店	平成20年8月18日
旧			福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 北九州市八幡西区折尾4丁目29番33号 株式会社福岡銀行折尾支店	

福岡県告示第1168号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 スーパーセンタートライアル久留米店
  - 所在地 福岡県久留米市御井旗崎四丁目1-6 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

## (4) 騒音の発生に係る事項

ア 来客車両走行音については、予測騒音レベル最大値は基準値内に収まっているものの、24時間営業のため、深夜に来客車両走行音が発生もするので、苦情が出た際には誠実に対応すること。

イ 荷さばき作業については、夜間の作業はないが、午前6時台に3回の作業を予定しているので、荷さばき作業時の音の低減や、必要時以外のアイドリング禁止や後進ブザーを使用しないこと等の納入業者や従業員への指導を徹底すること。

## (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

## (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

## (7) その他

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、生ごみについても「食品リサイクル法」に基づき、発生抑制、減量等に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

福岡県告示第1169号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 起業者の名称

大任町

## 2 事業の種類

物産館整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

福岡県田川郡大任町大字今任原字天ヶ鶴地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大任町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成20年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、大任町が大任町大字今任原字天ヶ鶴地内において、若者が安心して農業に従事することができる体制づくりを目指して、水耕栽培施設及び温泉施設を併設した物産館を整備するものである。

大任町においては、主要産業の農業においても、石炭採掘の影響により、地盤沈下等の鉱害が発生し、長年にわたり農業従事者を苦しめ、農業の発展を遅らせてきた。しかし、ようやく鉱害復旧事業がほぼ完了し、現在では、農業生産組合等が設立され、少しずつではあるが農業の振興に向けた取組がなされてきている。このような状況の中、さらなる農業の振興を図るためには、新たな農業政策による農業の経営体系の改善、農業の担い手の育成の推進等が必要となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、新たな雇用機会を創出することができ、農業所得の向上、農業の担い手の育成等に寄与するとともに、地元の安全な農産物、付加価値の高い加工品等の提供の場を通して、農村と都市との交

流を促進することができるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地は農業振興地域に含まれており、農業振興地域整備計画の変更が必要となるが、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、当該計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通の利便性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、交通の利便性が良く、最小限の造成工事で済み、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、農業の振興を図るため、農業の経営体系の改善、農業の担い手の育成の推進等が必要となっていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、大任町から申請のあった物産館整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
大任町役場（事業課）

福岡県告示第1170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年7月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アスタラピスタ黒木店

(2) 所在地 福岡県八女郡黒木町大字今字古賀ノ原156番地

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラピスタ	福岡県三潴郡大木町大字高橋518番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラピスタ	福岡県三潴郡大木町大字高橋518番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年3月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,600平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県八女郡黒木町大字今字古賀ノ原156番地	157

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県八女郡黒木町大字今字古賀ノ原156番地	63

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県八女郡黒木町大字今字古賀ノ原156番地	221.2

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県八女郡黒木町大字今字古賀ノ原156番地	24.5

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アスタラピスタ	午前9時	午後9時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県八女郡黒木町大字今字古賀ノ原156番地

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

福岡県告示第1171号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年11月12日福岡県告示第1664号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1172号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年7月26日農林水産省告示第1191号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1173号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年8月15日農林水産省告示第1334号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成19年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

## 平成19年度福岡県情報公開条例の運用状況

## I 公文書の開示

## 1 公文書の開示請求と決定の状況

平成19年度における公文書の開示請求の件数は675件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数47件を除いた628件です。また、実質開示率は不存在を理由とする非開示24件を除き99パーセントとなります(表1)。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ	実 質 開 示 率 %
	開 示	部 分 開 示	不 存 在			
			非 開 示	却 下		
675	275	322	31	24	46	99

## 2 実施機関別の開示請求件数と決定の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事453件、選挙管理委員会113件、警察本部長37件、教育委員会36件などとなっています（表2）。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求の件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	非開示		
				不存在	却下	
総務部	66	21	34	2	2	9
企画振興部	15	3	9	1	1	2
保健福祉部	123	41	65	5	3	12
環境部	44	16	26	1		1
生活労働部	7	3	4			
商工部	9	1	6	1	1	1
農政部	29	5	16	4	4	4
水産林務部	9	6	3			
土木部	102	59	33	5	4	5
建築都市部	48	12	31	1	1	4
出納事務局	1	1				
小計	453	168	227	20	16	38
議会	13	8	4	1	1	
公営企業の管理者	3	1	1	1	1	
教育委員会	36	10	21	4	4	1
選挙管理委員会	113	71	39	3	1	
人事委員会	5		4	1		
監査委員	2	1	1			
労働委員会	1					1
警察本部長	37	10	22	1	1	4
海区漁業調整委員会	3	2				1
内水面漁場管理委員会						
公安委員会						
収用委員会	1		1			
地方独立行政法人						
地方三公社	8	4	2			1
合計	675	275	322	31	24	46

注 秘書室は、総務部に含まれます。

### 3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成19年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報		11	11
第2号 事業情報		10	10
第3号 行政内部分情報			
第4号 国等関係情報			
第5号 行政運営情報			
第6号 捜査情報			
第7号 法令秘書情報			
第8号 議員個人・会派情報			
計		21	21

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報	3	228	231
第2号 事業情報		196	196
第3号 審議・検討等情報		7	7
第4号 行政運営情報	2	23	25
第5号 任意提供情報		1	1
第6号 捜査等情報		8	8
第7号 法令秘書情報	2		2
第8号 議員個人・会派情報		1	1
計	7	464	471

注 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

#### 4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
政治資金収支報告書	97	選挙管理委員会
道路供用開始に係る工事図面等	22	知事（土木部）
児童生徒の指導等に関する文書	21	教育委員会
産廃業者の指導等に関する書類	19	知事（環境部）
土木工事の入札結果	17	知事（土木部）
社会福祉法人の現況報告書等	15	知事（保健福祉部）

#### 5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	292
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	205
県の区域外に住所を有する個人	72
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	106
合計	675

## 6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成19年度は、不服申立てが5件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立て案件	実施（諮問）機関	不服申立年月日	情報公開審査会		実施（諮問）機関の裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	諮問年月日	裁決等年月日
「特定個人の生活保護受給に関する文書」非開示の件	知事	19.4.25	19.6.6 (19.7.20 諮問取下げ)	—	—	—
「医療事故に関する文書」部分開示の件	知事	19.7.3	19.7.24	19.11.20	19.12.18	一部認容
「特定信用組合に関する文書」非開示の件	知事	19.9.18	19.10.3	19.12.18	19.12.28	棄却
「市町村社会福祉協議会に関する文書」部分開示の件	知事	19.10.11	19.11.5	20.2.19	20.3.19	一部認容
「特定団体に対する補助金に関する文書」部分開示の件	知事	19.10.16	19.11.12	20.5.1		

## 7 苦情申出の状況

平成19年度は、苦情申出はありませんでした。

## 8 出資法人の情報公開の状況について

情報公開条例第37条第1項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっています（表7）。

なお、平成19年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示請求の状況

開示請求の件数	決定の状況					
	開示	部分開示	非開示	取下げ		
				不存在	却下	
1	1					

**9 指定管理者の情報公開の状況について**

情報公開条例第37条の2第1項により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなっております（表8）。

なお、平成19年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

**表8 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況**

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ	
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	不 存 在		却 下
1		1				

II 情報提供

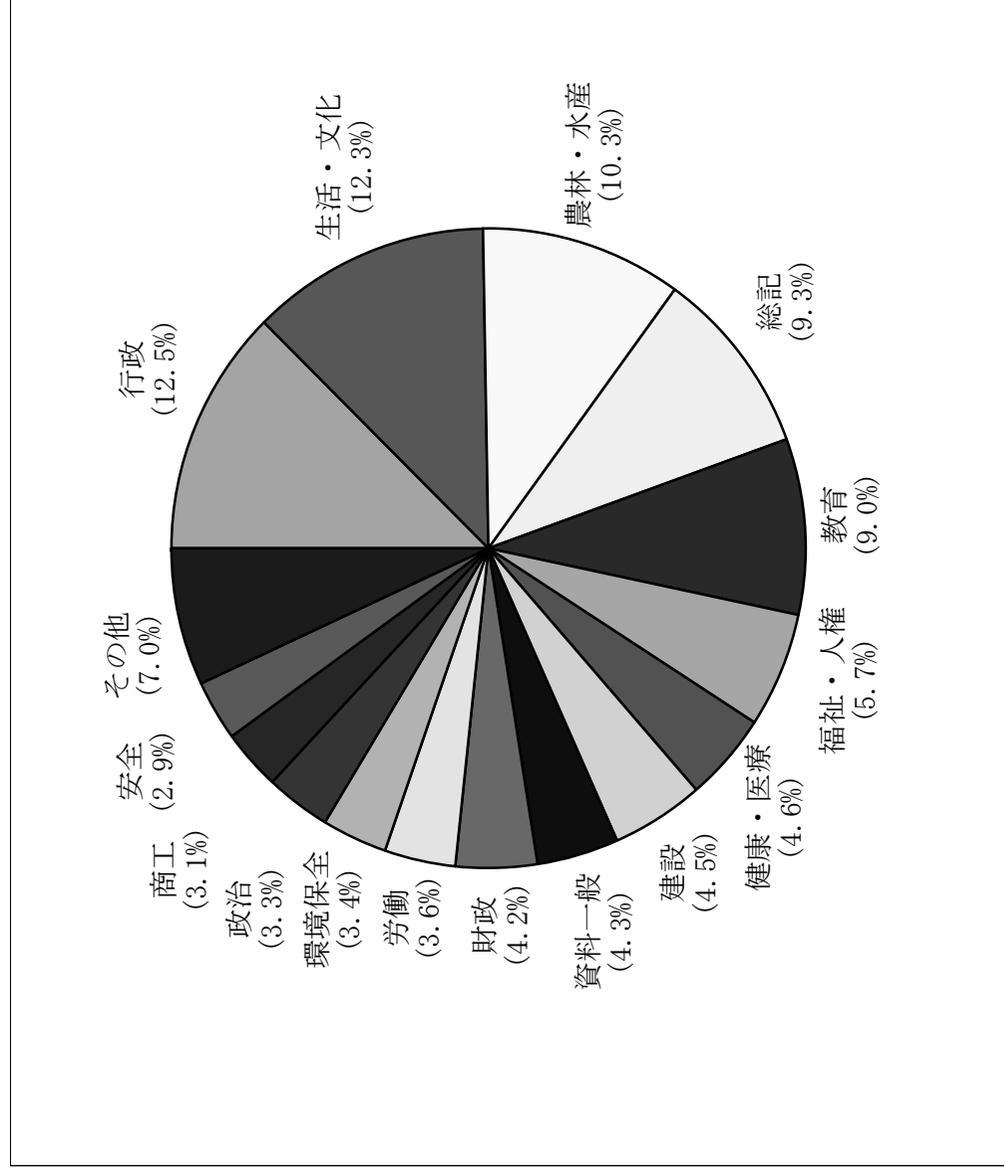
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを提供しています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成20年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	13,096	2,682	2,658	3,104	2,595	11,039
合計						24,135

図1 配架資料の分野別構成比



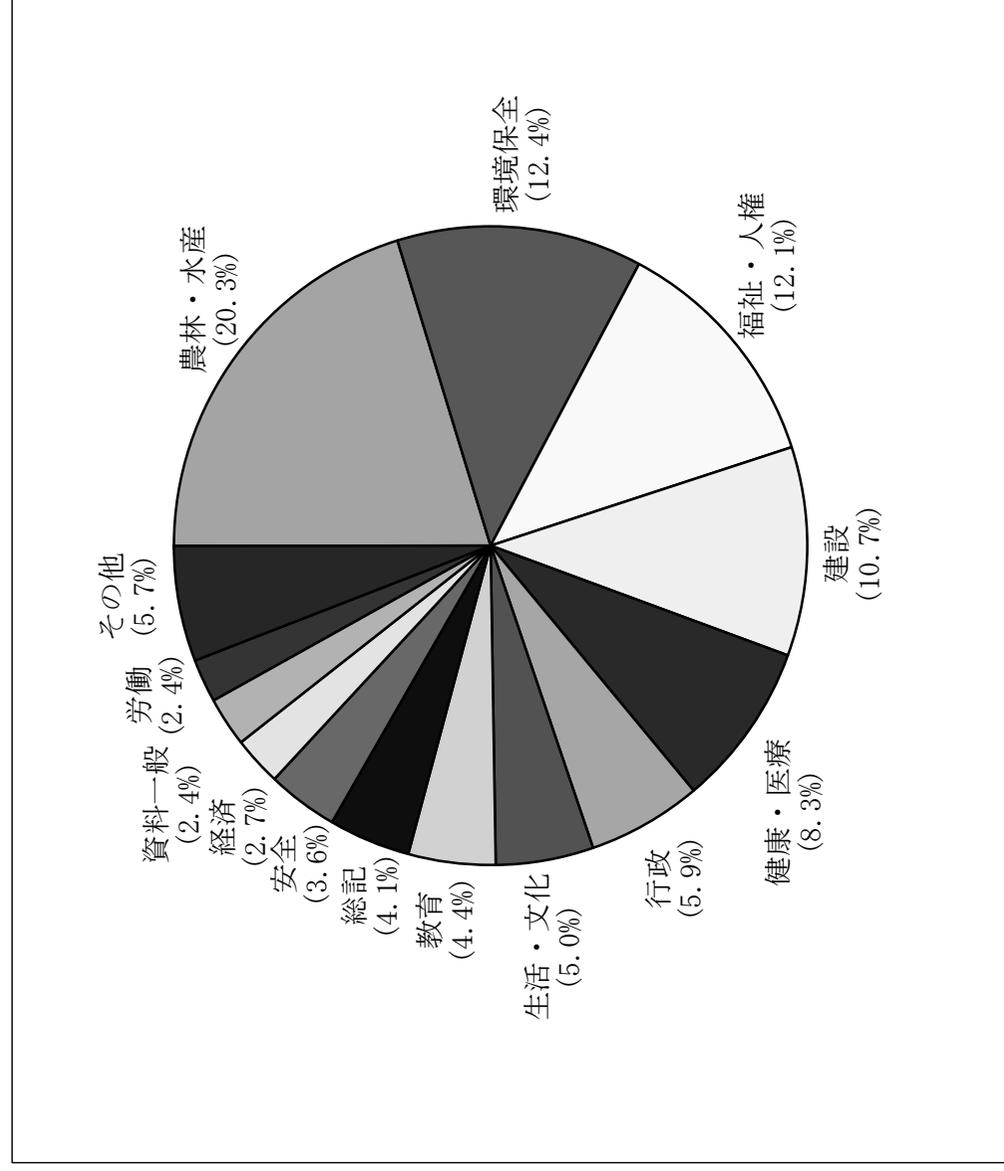
注 「その他」は、自然・土地・人口、経済、運輸・通信、余暇・スポーツ、エネルギー・資源に関するものです。

## 2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	36,261	55,356	286
北九州	4,683	478	10
筑後	3,635	3,032	21
筑豊	7,430	5,990	8
京築	4,502	5,408	13
計	56,511	70,264	338

図2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、運輸・通信、エネルギー・資源、自然・土地・人口、余暇・スポーツ、財政、商工に関するものです。

## 3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「県政概要」など37種類の行政資料を4,257部頒布しました。

---

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成19年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成19年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

## 1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成19年度の文書による自己情報の開示請求の件数は120件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数5件を除いた115件です。また、実質開示率は不存在を理由とする不開示6件を除き97パーセントとなります（表1-1）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求の件数と決定の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				取 下 げ	実 質 開 示 率 %	
	開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在			
				却 下			
120	55	51	9	6	4	97	

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長51件、知事31件、地方独立行政法人29件などとなっています（表1-2）。

表1-2 文書による自己情報の開示請求の実施機関別件数と決定の状況

実施機関	開示請求の件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	不開示		
				不存在	却下	
総務部						
企画振興部						
保健福祉部	25	19	2	2	2	
環境部	3		2		1	
生活労働部						
商工部						
農政部	3	1	2			
水産林務部						
土木部						
建築都市部						
出納事務局						
小計	31	20	4	4	2	3
議						
公営企業の管理者						
教育委員会	5	2	2			1
選挙管理委員会						
人事委員会	2	2				
監査委員						
労働委員会						
警察本部長	51	2	43	5	4	1
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
公安委員会	2		2			
収用委員会						
地方独立行政法人	29	29				
合計	120	55	51	9	6	4
1						

注 秘書室は、総務部に含まれます。

開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成19年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

	件数		
	不開示	部分開示	計
福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第14条第1項各号			
第1号	1	23	24
第2号		2	2
第3号			
第4号	2	26	28
第5号		4	4
第6号		45	45
第7号		8	8
第8号			
第9号			
第10号			
計	3	108	111

注 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

主な開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
県立大学(院)の入学(編入学)試験の成績結果	29	地方独立行政法人
警察が作成した相談カードにおける自己情報	18	警察本部長
警察が作成した服務日誌に記載された自己情報	7	警察本部長
特別弔慰金の請求同意書	6	知事(保健福祉部)
特定疾患認定申請書	5	知事(保健福祉部)

## (2) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成19年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、8,939件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができると、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成19年度は、知事が23、教育委員会が7、人事委員会が4、警察本部長が1

4、地方独立行政法人が16、合計64の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験	25	合格発表の日から9日間
	調理師試験	32	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	119	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	3	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	4	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	21	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	9	合否発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	3	合否通知を送付した日の翌日から1か月間
	技能検定試験	31	合否発表の日から1年間
	福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	53	合否発表の日から1か月間
	福岡障害者職業能力開発校入校選考試験	4	合否発表の日から1か月間
	採石業務管理者試験	3	合否発表の日から1か月間
事	砂利採取業務主任者試験	2	合否発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	2	合否発表の日から1か月間
	小計	312	



	機械警備業務管理者講習修了 考查	37	台否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	119	台否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	43	台否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者講習修了考 査	76	台否発表の日から1か月間
	小 計	1,138	
	九州歯科大学入学者選抜試験	93	4月16日から1か月間
	九州歯科大学推薦入学試験	11	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	92	学生募集要項に定める期間
地 方 独 立 行 政 法 人	福岡女子大学大学院入学者選 抜試験	2	合格発表の日の翌月の1日から1 か月間
	福岡県立大学入学者選抜試験	121	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	40	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜 試験	1	4月16日から1か月間
	福岡県立大学看護学部編入学 試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1 か月間
	福岡県立大学大学院入学者選 抜試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1 か月間
	小 計	362	
	合 計	8,939	

## 2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成19年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると思考するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成19年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

#### 4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができま

す。

平成19年度は、不服申立てが1件ありました（表2）。

表2 不服申立案件及び処理状況

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	個人情報保護審議会		実施機関の決定	
			諮問年月日	答申年月日	決定年月日	決定内容
「特定介護保険施設の調査に係る文書」部分開示の件	知事	20.3.18	20.4.18	審査中		

#### 5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、個人情報保護条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成19年度は、「電子計算機の結合による提供の制限」の例外事項に係る諮問が1件あり、1件の答申がなされました（表3）

表3 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
20.2.14	「インターネットのホームページによる屋外広告業者登録情報提供事務」について	知事	19.12.27

#### 6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、個人情報保護条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成19年度は、苦情相談はありませんでした。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年7月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

InfoCageモバイル防御Plus (追加モジュール) 8,714式

InfoCageモバイル防御Plus (最新版) 350式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年12月26日(金)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年7月29日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	A A、A
01	02	事 務 機 器	A A、A
05	01	電 気 器 具	A A、A

05	02	電気通信機器	A A、A
----	----	--------	-------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成20年7月14日(月)から平成20年7月23日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法  
直接または郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

## 8 入札説明書の交付

## (1) 期間等

平成20年7月14日(月)から平成20年7月23日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

## (2) 場所

4の部局とする。

## 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 10 入札書の提出場所及び受領期限

## (1) 提出場所

4の部局とする。

## (2) 受領期限

平成20年7月29日(火)午後6時00分

## (3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

## 11 開札の場所及び日時

## (1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

## (2) 日時

平成20年7月30日(水) 午前11時00分

## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

## (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

### 公安委員会

福岡県公安委員会告示第231号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成20年7月14日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別、実施日、時間及び場所

##### (1) 交通誘導警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年10月21日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成20年10月22日（水）		
平成20年10月23日（木）		

##### (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所

平成20年10月24日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
----------------	----------------	-------------------------------------

##### (3) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年10月29日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

##### (4) 施設警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年10月30日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### 2 受検定員

各検定15名

#### 3 受検資格

(1) 交通誘導警備業務2級、貴重品運搬警備業務2級及び施設警備業務2級の受検者  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級の受検者

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、下記ア、イのいずれかの要件を満たす者

ア 申込時に、交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事している期間が1年以上であるもの。

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

#### 5 学科試験及び実技試験

(1) 交通誘導警備業務2級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 交通誘導警備業務 1 級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (3) 貴重品運搬警備業務 2 級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること

。 (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (4) 施設警備業務 2 級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 検定申請手続等

## (1) 受付期間

平成20年9月29日（月）から同年10月3日（金）までの午後9時から午後6時までの間

## (2) 必要書類

## ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピーなど）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書など)

(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住所地(検定希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。

)を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

(4) 検定手数料

ア 交通誘導警備業務2級 14,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

ウ 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

エ 施設警備業務2級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 検定当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参(各受検者への貸与ロッカーあり。)すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

## 内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の

免許にかかる平成20年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成20年7月14日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	70,000尾 20,000,000粒(受精卵)
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	"	5,000尾
		にじます	"	5,000尾
		やまめ	"	15,000尾
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	1,500,000尾 10カ所
		うぐい	産卵床造成	8カ所
		すっぽん	種苗放流	500尾
		かに	"	2,000尾
		えび	"	10,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
		内共第2号	下筑後川 漁業協同組合	こい
ふな	種苗放流			100キログラム

	うなぎ	"	10,000尾
	おいかわ	"	50,000尾
	すっぽん	"	500尾
	かに	"	5,000尾
	えび	"	50,000尾
筑後川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒(受精卵)
	こい	なし	なし
	ふな	種苗放流	200キログラム
	うなぎ	"	5,000尾
	おいかわ	産卵床造成	3カ所
	かに	種苗放流	3,000尾
	えび	"	5,000尾
	甘木 漁業協同組合	あゆ	種苗放流
こい		なし	なし
うなぎ		種苗放流	2,000尾
やまめ		"	15,000尾
おいかわ		"	30,000尾
かに		"	4,000尾
わかさぎ		人工ふ化放流	5,000,000粒(受精卵)

内共第3号	下筑後川 大野島 大上田 川新口 柳浜川 沖武端 漁業協同組合	こいなしなし
		ふな種苗放流 100キログラム
		うなぎ " 10,000尾
		かに " 3,000尾
		えび " 20,000尾
内共第5号	八木山川 漁業協同組合	あゆ種苗放流 10,000尾
		こいなしなし
		ふな種苗放流 50キログラム
内共第6号	京二川 漁業協同組合	あゆ種苗放流 15,000尾
		こいなしなし
		ふな種苗放流 100キログラム
		うなぎ " 2,000尾
		やまめ " 2,000尾
		おいかわ " 10,000尾
		すっぽん " 200尾
		かに " 2,000尾
		えび " 5,000尾
		わかさぎ 人工ふ化放流 3,000,000粒 (受精卵)
内共第7号	京二川 漁業協同組合	あゆ種苗放流 10,000尾

内共第8号	岩岳川 漁業協同組合	こいなしなし
		ふな種苗放流 100キログラム
		うなぎ " 2,000尾
		やまめ " 2,000尾
		おいかわ " 10,000尾
		すっぽん " 200尾
		かに " 2,000尾
		えび " 5,000尾
内共第9号	犬山 漁業協同組合	こいなしなし
		ふな種苗放流 50キログラム
		あまご " 1,000尾
		おいかわ 産卵床造成 3カ所
内共第9号	犬山 漁業協同組合	こいなしなし
		ふな種苗放流 100キログラム
		おいかわ 産卵床造成 1カ所
		わかさぎ 人工ふ化放流 3,000,000粒 (受精卵)